

# シンポジウム「LGBT 理解増進法と人権擁護のこれから」

## 報告書

※本報告書は、シンポジウムにおける報告者及び各パネリストの発言内容をまとめたものであり、当連合会の公式な見解ではありません。

シンポジウム「LGBT理解増進法と人権擁護のこれから」

日時 2024年3月30日(土) 10:00-12:00

場所 Zoomウェビナーによるオンライン開催

主催 日本弁護士連合会

司会 佐藤 倫子弁護士(両性の平等に関する委員会LGBTの権利に関するPT特別委嘱委員)

- 基調報告Ⅰ「LGBT理解増進法の立法経緯と内容」(P. 1-)  
牧島 かれん氏(衆議院議員)
  
- 基調報告Ⅱ「当事者支援者団体から見たLGBT理解増進法」(P. 4-)  
神谷 悠一氏(LGBT法連合会事務局長)
  
- 基調報告Ⅲ「LGBT理解増進法制定後の人権擁護」(P. 9-)  
鈴木 秀洋氏(日本大学大学院危機管理学研究科教授)
  
- パネルディスカッション「LGBT理解増進法と人権擁護のこれから」(P. 17-)  
【パネリスト】  
牧島 かれん氏  
神谷 悠一氏  
鈴木 秀洋氏  
【コーディネーター】  
森 あい弁護士(両性の平等に関する委員会特別委嘱委員)
  
- 閉会挨拶 本多 広高弁護士(P. 33-)

## ■基調報告 I

(司会・佐藤) まずは、基調報告です。LGBT 理解増進法の立法経緯及びその内容について、法案提出者である牧島かれん衆議院議員に LGBT 理解増進法の立法経緯及びその内容について、御報告いただきます。牧島議員よろしくお願いたします。

(牧島) 皆様、おはようございます。衆議院議員牧島かれんです。超党派の議連の中では事務局次長を務め、今回皆様にお話を申し上げます理解増進法の提出者、そして衆議院委員会での答弁、参議院での委員会での答弁にも当たらせていただきました。

本日は、立法経緯と内容をお話しするというのが私のパートになっております。今日、有識者の先生方とも御一緒させていただくこと、本当に光栄に思います。

冒頭、なぜ、私がこの性的マイノリティの政策に取り組むことに至ったか、個人的なお話からスタートさせていただきたいと思います。

私自身は、女子高の小中高を経まして日本の大学を卒業し、その後アメリカワシントン D.C. の大学院に進学しました。ワシントン D.C. というところには、いわゆる LGBT の当事者の方たちがたくさん住んでおられて、お仕事もされていて、そして地下鉄などに乗りますと、皆さんが本当に楽しそうにカップルで手を繋いで出勤をされたり、通学をされたりしている姿にも触れてきました。

そんな多様な生活のスタイルがあるということを実感していた、通常の毎日の生活のさなかに起きたのが、2001年の9月11日のアメリカの同時多発テロだったんです。そのときに私は D.C. にいて、ニューヨークのみならずペンタゴンも攻撃をされたという現場にいて、その様子に触れることになってしまったんです。

そのときに家族として既に夫婦、夫、妻として家庭を築いている方だけではなく、同性カップルの皆様の中にもパートナーを亡くされた方々もおられました。その方たちの本当に辛い思い、そして二人で築いてきた様々な思い出のみならず、財産であったり、そうしたものをどうやってその後、引き継ぐことができるのかという苦悩などにも触れてきました。本当に悲劇的な状態にあるときに、さらにその悲しみを深めている人々がいるのだということに触れた、これは私にとって当事者の方たちの心に寄り添うことになった一つのきっかけだったと思っていますし、9・11というのは、私自身が日本での国政を目指すきっかけになった日でもありますので、その話を冒頭少し触れさせていただきました。

そんな思いがあったので、初当選以来、当事者の皆様のお話を聞く勉強会を、最初はスモールスタートで行わせていただきました。同じ自民党の議員、特に先輩方に勉強会に参加をされませんかとお声がけをしますと、最初の反応、これはもう12年前ぐらいになりますと、地元には当事者はいないからとか、会ったことがないからとか、自分の周りでは見たことがないとおっしゃる方がすごく多かったです。

その認識は、今となってはだいぶ変わってきているとは思いますが、その頃私が申し上げていたのは、調査によれば AB 型の人と同じぐらいいます、左利きの人と同じぐらいいます、だから、皆さんの周りに必ずいます、一つの会場に30人ぐらいいたら一人は当事者の方、

又は御家族の中に当事者の方がいると思って、私たちは活動をする必要があるのではないかと、ということは何度も申し上げてまいりました。そして、だんだんと輪が広がっていき、自民党の中にも性的マイノリティに関する特命委員会というものが設置されました。そして、超党派での議連も設立に至っています。

最初、自民党の中で行ったのは、お困りごとリストというものを皆さんからのヒアリングで作って、それを各省庁と協議をしてQ&Aを作っていくというプロセスだったんです。例えば、同性のパートナーの皆様がお住まいを探すのに苦労されている。又は、パートナーの方が入院をされたときに、病院でそのパートナーであるということが認められづらい。企業の中では既にパートナーとして認めていますとおっしゃる方たちもおられて、企業のヒアリングを通じて民間のほうが進んでいる部分が多いなと感じたということも実態だったと思います。

自民党の議員がどのような活動をしているのか、いろいろなイメージを持っている方がおられると思いますが、多くの議員は、困っている方のお困りごとの解決、解消に役に立つような政策を作りたいという気持ちでは一致しています。

ただ、そのアプローチは多くの議員が共用している一方で、当初、いわゆる人権のアプローチというものは取れなかった、又は取らなかったということは、認める必要があると思います。

なぜならば、人権というものを考えたときに、一つのパイがあるとイメージされてしまうことが一部であったんだと思います。誰かの人権がより広く認められることで、誰かの人権が縮小されてしまう。でも、人権とか、又は一人ひとりの権利というものは別に一つのパイで取り合うものではないはずです。そしてそれはどんどん広がっていく、無限大の広がりを持っているものでもあるにも関わらず、そこに何だかミシン目を入れるような気持ちになってしまう、そうしたことを懸念される声があったのかなと今思い返すと感じる部分があります。

学校において、無理解によるいじめがあったり、又は希死念慮が高い方たちがいたりということに触れて、まず文部科学省で何ができるのか、学校の現場でどんなことをしなければいけないのかということも、理解を広げる努力をそれぞれの省庁と一緒にやってきたつもりです。

でも、もしかしたら、私たちの中では思いやりで解決できるのではないかなと思っていたところがあったのかもしれない。しかし、それではどうにもならないところまで、やはり現場の皆様の御苦勞や苦惱は大きくなっていった。だからこそ、まず私たちは、担当大臣を置きたいと思いました。各省庁が責任をもって取り組む、厚生労働省とか、文科省とか、場合によっては国土交通省とか、各省庁での取組はあるけれども、そうではなくて、担当大臣がちゃんと一人置かれて、総合的に引っ張ってくれる人が必要なんだ、そのために法律が必要なんだという思いも抱いていったんです。

男女共同参画の大臣がいいのかなと思ってみたり、いや、そうじゃないかと、共生社会の

担当大臣がいいのかな、実はこの議論で1年、2年年数をかけなければならなかったというのも実態でした。

そして、私たちにとって法律を制定させたかった一つのターニングポイントがオリンピック・パラリンピックです。2020年のオリパラ東京大会が、2021年に開催されることになりましたが、そのときに議論したのは、2014年のソチオリンピックとは違うんだという思いです。ソチのことを思い起こしていただければ、同性愛への規制というものを示したロシアに対して、欧米の首脳は開会式をボイコットしたことを御記憶の方もいると思います。

それは、一人ひとり、私が私であるということを認められないような国や、言論の自由が認められないような国がある一方で、自由や人権や民主主義というものを大事にする国、日本が、オリパラをオリパラの憲章に基づいて開催するという意思をしっかりと示すためには、2021年に法律を制定させたかったという思いが実は私の中では強くありました。

2017年には、オリパラ憲章調達コードというものが組織委員会で制定されています。性的指向や性自認による差別やハラスメントというものは禁止されていた。しかし、2021年には理解増進法を成立させることがかなわず、2023年まで待つことになってしまったわけですが、その間も活動はしてきたつもりではあります。総理の秘書官の発言がきっかけだったのではないかという御指摘もありますが、G7議長国であるということにも意識をして、立法の機運を高めてきたつもりです。

そこで今日は、概要のペーパーで少しお話をしておきたいのですが、スライドでも共有をしていただきたいと思います。

お手元ダウンロードしていただいている皆様は、8頁目になります。こちらでは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律ということで位置付けておりますけれども、目的が1条、そして定義が2条、基本理念3条、国の役割、地方公共団体の役割、事業主等の役割となっています。

目的のところでは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするということになっております。

そして、基本理念のところでは、全ての国民がその性的指向又はジェンダーアイデンティティに関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念、これに則ってこの法律というものは作られております。

国の役割のところにもありますが、私たちが長年議論してきたとおり、大臣を置かねばならない。そして担当部署を作らねばならないということが、この国の役割のところでも明示をされたということです。

それにより、毎年1回、施策の実施の状況を公表することになり、基本計画も策定もされることになり、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営と指針の策定と、具体的な条文がここに書かれることになりました。

この連絡会議は、1か月から2か月に1回開催をされています。各関係省庁の情報を共有

する。さらに、一般的な対応をするという意味で、この連絡会議は重要だと思います。

先ほど申し上げたとおり、各省庁との連携アプローチというのは私自身も、自民党としても提言してきたからこそ、まず司令塔たる大臣、そして部署があって、そして関係省庁が連絡をしていくというこの体制が作られたということが、この法律が成立をした大きな意義であると、私たちは考えております。

さらに、地方公共団体の役割、事業主等の役割というものも書かれるようになりました。ここも地方公共団体の中では既に条令が作られていたり、計画が策定されているところもあると理解してします。

既にあるものについては、それをブラッシュアップする必要もあるのかもしれませんが、まだ作られていないものについては、この基本計画や指針の策定をもって、それを踏まえて作られるというところもあるんだろうと思います。

やはり、一番身近な地方公共団体でありますので、この現場での理解、そして施策が推進されるということを私たちとしては期待をしております。事業主の中には、労働者、児童の理解の増進に自ら努めるというところも概念として書かれていることを御注目いただきたいと思います。

最後に昨年のG7コミュニケであります、このコミュニケでは多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現、と取りまとめられています。

これは日本が議長国として取りまとめたものであり、今日御参加いただいている多くの方が御賛同いただけるものだと思います。こうした一人ひとりの生き生きとした人生を実現するために、この法律が多くの方に理解されること、そして実態として、それぞれの施策が進むことに期待をしていますし、また私も提出者の一人として、これからも取組を進めていきたい、その思いで冒頭お話をさせていただきました。私からは以上です。

(司会) ありがとうございます。

## ■ 基調報告 II

(司会) 次に、「当事者支援団体から見た LGBT 理解増進法」と題して、一般社団法人性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会、通称 LGBT 法連合会ですが、この事務局長である神谷悠一様に御報告をいただきます。よろしく願いいたします。

(神谷) 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました LGBT 法連合会の神谷でございます。それでは、スライドがございますので、こちらで画面共有をさせていただきます。

では、当事者支援団体から見た理解増進法ということでお話をさせていただきます。まず、簡単に団体の御紹介をさせていただきます。私どもは、全国の LGBT、性的マイノリティの当事者、支援者、専門家による 106 の団体からなる政策提言のための全国連合会となっております。

役員もジェンダーセクシャリティのバランス、また地域のバランスなども考慮して選出するよう努力がなされてございます。

また、法整備のためには立法事実というものが欠かせないわけでありまして、理解増進法の審議においても、参議院において、参議院事務局から内閣委員会の全ての議員に配布いただきましたが、私どもがウェブサイトにて公開しております困難リスト、9分野354項目の困難リストというものを発表してございます。

また、その他関連するマニュアルや書籍なども出しております他、これまで厚生労働省の委託事業の調査などに経団連さんや連合さんと共に協力をさせていただいているところでございます。

また、牧島先生もお話がありましたけれども、国会には超党派の議員連盟というものがございまして、各主要政党から100名以上の方がお集まりであると伺ってございます。その議員連盟と連携をして、うちの団体としては、差別禁止法の制定を目指して活動をしているというところでございます。

この写真は、毎年行っております政府予算編成、政策要望の様子でございまして、昨年の9月の様子となっております。また、こうした活動を評価いただきまして、昨年1月に東京弁護士会から人権賞を受賞しているところでございます。

また、私自身は御覧のとおりでございます。当会の理事・事務局長の他、自治体の委員、また大学でも非常勤講師として授業を担当しているところでございます。その他、お読み取りをいただければと思います。

まず、冒頭申し上げなくてはなりませんのは、やはりこの法律、当事者、支援者団体からみますと、かなり異例の審議・修正ではなかったのかなということがございます。残念ながら、やはり当時の衆議院の議事録なども見ましても、未だに辛い思いがする、今に至っても当事者、そしてアライ（Ally）の皆さんからも、あのときは本当に大変だった、酷かったというお声は頂戴するところでございます。

現場に立たれた議員の先生方のお書きになられたものを見ると、葛藤深かったものと推測をいたしますけれども、やはり当事者の生活ということ考えたときに、今なおSNSなど厳しい意見、あるいは辛い意見が出ております。その影響は自治体の議会に出ていること、このことについては受け止めなくてはならない。多くの人に重く受け止めてほしいと思っております。

その中で、この理解増進法によって、残念ながら萎縮後退している部分もありますが、前進をしている、あるいはその可能性がある部分というものもあるのだと考えてございます。その可能性をできるだけ伸ばしていく。その観点から私は今日お話をさせていただければと考えてございます。

理解増進法でございまして、牧島先生からも御案内をいただきましたとおり、やはり肝は基本理念になっていると承知しております。と申しますのは、やはりこの基本理念に則って各主体が取組を進めると。これは条文に明記をされているところでございますし、衆議院法

制局によりますと、この基本理念は、憲法11条、13条、14条が念頭に置かれていると。論争のあった12条も基本理念の強調であるという答弁が法案提出者からなされているところでありまして、やはり基本理念が肝であるということは、法の構造上疑いようのないことかなと考えております。

そこで基本理念に何が書かれているか。牧島先生がお話しされたとおりでありますけれども、ジェンダーアイデンティティに関わらず、等しく人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念。さらに、不当な差別はあってはならないものであるとするとの認識のもとに、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現することを旨としてとなっていることでありまして、この基本理念に基づく施策が、これが貫かれなくてはいけないということだと受け止めております。

私は今日、持ち時間15分ということもございますので、昨今の様子を中心にお話をしてみたいと思います。

これは小倉前大臣も、あるいは加藤大臣も、法に基づいて設置された省庁連絡会議におきまして、以下のように御発言をなされています。法は基本計画や指針を策定するとなっておりますけれども、法律の趣旨を踏まえ、理解増進に関する基本計画や指針の策定等を待たず、それぞれの所掌に関する分野において、関係省庁と緻密な連携を図りつつ、しっかりと取り組んでいただくようお願いしたい、と御発言されているところであります。

ですので、今までの既存の施策も踏まえつつ、どんどんやってくださいというようなことが、前大臣も加藤大臣もおっしゃっていただいていると。そのことに基づいて政府、そして各主体が取組を今も続けていただいていると承知をしております。

牧島先生からも御案内いただきましたけれども、このとき手掛かりになりますその一つは、G7の首脳コミュニケであると考えてございます。あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現するという力強い表現をいただいたと思っております。

この実現をするというのは、その前の年のコミュニケよりも一歩進んだ表現になっていると思っております。このとおりに是非取り組んでいただきたいと考えております。他、ジェンダー平等大臣コミュニケ、男女共同参画大臣コミュニケというふうにも訳されることがありますけれども、こちらには大変重要な文言が入っていると思っております。

我々は、ジェンダー平等に対する組織的なバックラッシュと、あらゆる多様性を持つ女性と女兒、そしてLGBTQIA+の人々の権利の後退に対する懸念を繰り返し表明するんだと言っておられます。そしてバックラッシュや後退と戦うことへのコミットメントを表明する、と明記がなされています。

さらに、女性やLGBTQIA+の活動家、政治家、人権擁護者、フェミニストや女性の権利のための主体や組織に対する攻撃の増加は、民主主義のプロセスに悪影響を与え、制度の正統性を損なう、と明記されています。

こうしたことから我々は、全ての女性、女兒、LGBTQIA+の人々の人権と尊厳が完全に尊



重され、促進され、保護される社会の実現に向けた努力を継続する。我々は、ジェンダー平等に対するバックラッシュと戦うことにコミットする、と明記をいただいています。

私たちの取組も、まさにこの大臣コミュニケ、あるいは首脳コミュニケの方向と一致するものであるということは確信をしているところであります。

日本には、20年前にもジェンダーバックラッシュということもありましたけれども、そういったことを繰り返さず、今回は政府も言っているということに力強い後ろ盾を得ていると思っておりますし、先般、参議院の予算委員会におきましては、総理から大変重要な御答弁をいただいたと思っております。

後ほど、パネルディスカッションでも少し深掘りされることもあるかと思っておりますけれども、昨今、トランスジェンダーに対するいわゆる誹謗中傷などが出ているのではないかと指摘をされておりますし、そういったことから、私たち多くの当事者からの辛いお声というものを頂戴しているところであります。

そういった中におきまして、総理からは、私もある講演会で受けたことがありますけれども、トランスジェンダーなど存在しないのではないかと、非科学的なのではないか、そういったお声に対しては、もとより自己のジェンダーアイデンティティを否定されるようなこともあってはならないと、総理から真っ向からそのようなことを言っていると思っております。

さらに、昨今は犯罪者と見分けがつかないのではないかと、なのでトランスジェンダーであるという自称する人と見分けがつかないのではないかと、なので、結果的にトランスジェンダーにとっては、行動を一律に制限するようなこと、そういった議論や法制が必要ではないかということも耳にするところであります。

こうしたことに対して総理からは、トランスジェンダーであると自称し、トイレに侵入して盗撮を行うなどの犯罪行為においては、捜査機関などが現行法令に従い適切に対応するものと承知しています。その上で、合理的な理由なくジェンダーアイデンティティを理由に、特定の方々の行動を一律に制限する、こういったことはあってはならないと認識をいたします、と御答弁をいただいています。

そもそも犯罪者と見分けがつかないという時点で、いろいろと偏見があるのではないかと思いますけれども、総理からこのような御答弁をいただいたというのを心強く思っています。

さらに、昨年の12月には閣議決定されましたこども大綱、こども・若者が性的指向及びジェンダーアイデンティティによって差別的取扱いを受けることがないようにすると明記をいただいていると承知しておりますが、この点、総理からも答弁にて御確認いただいております。

さらに、いわゆるトランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、ここも触れていただいて、これはあってはならず、関係省庁においてしっかりと対応していかなければならないものであると認識いたします、と省庁の任務としてしっかり御対応いただける

という御答弁もいただいたと思います。

ある意味で、これは理解増進法の基本理念から考えれば、当然の答弁ということもできるかと思いますが、当たり前のことを当たり前で総理から言っていただけたということに心強く思っており、これを私ども周知していかなくてはならないと考えているところでございますし、是非御覧の方々も広く共有いただければと考えているところでございます。

私個人的には、本も書かせていただいております、こちらの理解増進法の書籍、理解増進法の制定過程、この中でどういった方々に御尽力いただいたのかということ、全部は、紙幅の関係上書ききれなかったのですが、その一端をお示しするとともに、当時、これは法ができて8月に執筆をして10月に出したものでありますけれども、その当時言えること、これは法案提出者からの答弁や国会の質疑などを踏まえて書かせていただいたものがございます。今回これも踏まえまして、会として、このような活用の手引きというものを昨日リリースさせていただいたところでございます。全88頁からなるこの手引きに関しまして、少しだけ御紹介を最後にさせていただければと思います。

こちらの手引きでございますけれども、これは地方自治体の皆様には、お申込みいただければ、データは無料で御提供できますが、一般の方には、御購入いただくという形になっております。

その中で、はじめに基礎知識、そして法律の概要の他、ふんだんに地方公共団体の先進的な取組というのを法の条文に即して記載をさせていただきました。事業主体、自治体としての取組ということで5条、10条1項の関係、さらに事業主としても自治体は取組が必要ですので6条1項、10条2項の関係、さらに教育のところ、6条2項、10条3項の関係で、既存の法律も踏まえつつ、どのようなことが求められているのかということを書かせていただきました。

また、よくある質問の回答例ということで、いろいろな自治体にお寄せいただいている住民の皆さんからの御意見、御疑問、あるいは自治体議会で質問される内容などをヒアリングさせていただきまして、こちらQ12まで書かせていただきました。このよくある質問の末尾には、先ほど御紹介した総理の御答弁もコラムとして掲載をしているところでございます。

さらに、各省庁からは、省庁連絡会議をはじめそこに掲載されていないものも含めて、様々に性的指向、性自認の多様性に関する施策をお出しいただいているものと思います。こちら可能な範囲、分かる範囲で掲載をしております他、重要な司法判断、また国連関係機関からの勧告、G7の文書等々、そして参考資料として情報収集に役立つ、民間のシンクタンクが出しているような資料も掲載をしているところでございます。

是非こちらも御活用いただきまして、地方自治体において、様々俗説は流されているところではありますけれども、法の趣旨、そして政府と法案提出者の答弁、さらに政府から出されている文書を根拠とした適切な運用に、こちらの手引き御活用いただければと考えてい

るところでございます。

犯給法の話もこの前最高裁でありましたけれども、やはり当事者が平等に暮らせる差別を受けない社会というものが、一日も早くできるよう私どもも尽くしてまいりたいと考えているところでございます。私からの発言は、一旦以上でございます。

(司会) ありがとうございます。

### ■ 基調報告Ⅲ

(司会) 報告の最後は、「LGBT 理解増進法制定後の人権擁護について」、地方自治体の管理職経験もおありの日本大学大学院危機管理学研究科の鈴木秀洋教授に御報告いただきます。よろしく願いいたします。

(鈴木) 紹介いただきました鈴木です。レジュメに沿って話をさせていただきます。まず、自己紹介です。私自身は自治体の危機管理、ジェンダー、子どもの虐待対応の担当責任者として、DV・ストーカー対応、男女平等条例の制定、性被害防止、子どもの虐待対応を実務現場で担ってきました。今は、研究者として、人権を守る、多様な一人ひとりの人権を守るための制度設計と運用というテーマで研究を進めています。

実際に自分が今回のテーマに関係してどのような施策を展開してきたかについて、最高裁の決定で引用されている部分がありますので、最初にその部分を紹介させていただきたいと思います。

最高裁の令和5年10月25日の性別変更に関する大法廷の決定の中のフレーズになります。「憲法13条の憲法適合性について」という項目中、さらに「性同一性障害を有する者を取り巻く社会の状況」という項目があります。その中で、当時どのような状況だったのか。平成16年から最高裁がまとめています。国においては、法務省が、そして文科省が、さらに厚労省が、という形で取組について記述をしています。

その後の決定文中、「地方公共団体においては」という箇所があります。「地方公共団体においては、平成25年に東京都文京区で性自認等を理由とする差別的な取扱い、その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない旨の条項を含む条例が制定されて以降、相当数の地方公共団体の条例において、同趣旨の条項が設けられている」という形で文京区が取組が記載されています。

その後の状況として、またさらに、日本経済団体連合会の取組、女子大の取組、世界保健機構の取組、欧州人権裁判所の取組などが書かれています。こうした歴史的経過の中、地方公共団体の取組としての先鞭という形での記述が書かれており、この立案を担当した身としては、実はいろいろなハレーションもあったのですが、このような形で、そのときの取組があったからこそそれ以降ずっと進んできたという点で、この取組が記述されたことについて感慨を持っています。

ただ、実際まだまだ人権が守られてない現状がありますので、その点も含めて、今日お話をさせていただきたいと思います。

レジュメ「第2 LGBT理解増進法制定経緯と内容」、これについては、牧島先生、神谷先生が十分お話をしてくださいましたので、私としては簡単に。項目二つについて話をさせていただきたいと思います。

一つは、「憲法13条と14条の理念の具現化」です。この法律を読みますと、憲法13条と14条の理念を具体化したものですよ、ということが理解できると思います。

二つ目です。「理念を実現・実行化していくのが行政」。これは、どういうことか。この項目の下に※で「理念法？ 枠組法？ 基本法？」という形で問題提起をしています。

実は、理念法という言葉が今回の法律の制定のところでよく説明概念として使われます。自治体の現場などでも、理念法だからという形の説明がなされるのですが、私としては違和感があります。行政法の専門家としてコメントすると、実は、理念法について明確な概念・定義はありません。この点は明確に話しておいた方が良いでしょう。行政法の大家である塩野先生が講演会などでも述べられていますが、理念法、枠組法、基本法というものに明確な定義というものがきっちりあるわけではなく、特に理念法については曖昧であります。この理念法という説明が、どういう文脈で実際使われてくるかという、罰則がないから実効性がないので理念法ですという使われ方だったり、行政の施策を実現するための予算や人を付ける根拠になり得ない、そういう消極姿勢の言い訳のフレーズとして使われることが多いのです。

実際、今回のLGBT理解増進法がどうなのかというと、法の支配、法律による行政の原理が行政の基本原理・原則になりますので、当然この法律が制定されれば、その法律に基づいて、人を付けたり、予算を付けたりして、施策を実行化していくというのが行政の基本的姿勢・指針です。

差別的な状況があり、理解が不十分であるという状況が法律に書き込まれ、その状況下でこの法律が共生社会を作っていこう、人権を守りましょう、という形で作られた法律ということなので、今回この法律が制定された後については、その状況を改善するために施策の具体化をしていくのが行政の姿勢として当然のはずです。それは国においても都道府県においても市区町村においても同じだということを強調しておきたいと思います。

「第3 制定後の自治体行政の取組の今」です。「1 現状」、「(1) 3つのパターン、(2) 法律制定の影響、(3) 施策の優先順位」と、この三つについて、お話をさせていただきます。

私自身、学者として、この法律の制定の後、様々な自治体へのアンケートやヒアリングを行ってきています。担当者とお話しております。その中で、どういった現状にあるのか、3つのパターンにまとめています。一つ目「ア 従前どおり人権・ジェンダー施策推進」自治体ですが、もともと条例を制定し取組推進をしているところは、法律制定されても変わらず、従来どおりの施策を推進すれば良いとの形で進めています。

二つ目、「イ 推進鈍化」自治体があります。もともとある程度肯定的に取り組んではきたのだけれども、明確な指針や根拠を持ってやっていた自治体ではないところについては、

例えば、これまで性自認という言葉を使っていました。それがジェンダーアイデンティティという言葉になりました。果たして、今までの性自認という言葉は使ってはいけないのだろうか、と悩んでしまう。周りの様子を見ようとの姿勢です。今まで周囲の状況を見て、自分達も何か取り組まなければならないという機運に乗って来ただけなので、対立が生じているようになると、ちょっと様子を見ましようという自治体が出てきています。

三つ目、「ウ 国の基本計画・指針待ち」です。これについては、国の計画、指針がまだ出ていないので、それを待ってから取り組むことにしようという三つ目のパターン。私がヒアリングをした中だと、こうした3パターンに分けられるかなと思います。

「(2) 法制定の影響」の「ア +」と「イ -」、まず、プラスについては、法律が制定されたので、今まで何も取組をしてこなかった自治体においても、法律ができたんだから、何かしら取り組まなければいけないという動きが出てきている。これはプラスの面。マイナスの面としては、「※法律制定自体ではなくその後のネット言論等による萎縮効」と書きましたが、自治体の担当者もネット言論に触れますので、直接住民の声として挙がってくるわけではないですが、ネットでこの法律の制定についての経緯の問題、又はこの法律を推進すると何か問題があるかのような言論があると、今直ちに推進するよりは、やはり上述の三つのパターンのウの形で、しばらく待ったほうが良いのではないかと自治体が出てきているという事実がございます。

次頁「(3) 施策の優先順位」です。「他の緊急・重点案件?」「※震災対応等」と記述しています。もともと、ジェンダーに関わる課題や人権に関わる問題というのは、自治体のど真ん中の政策であるにも関わらず、専門の部局が明確でなかったりすることがあります。どの範囲・どの程度まで推進していくのかについて、優先順位を最上位に位置付けることや、重点施策に掲げることがなかなかできない状況がございます。

そして、能登半島地震が起き、今まさに震災対策が自治体における緊急・重点に位置付けられます。震災対策が重要だとすれば、LGBTQ+施策推進に自治体施策の優先順位を向けたい。目の前で震災が起きているのだからその対応が緊急であり、LGBTQ+施策推進が後回し、不安定となります。

しかし、実際は、震災対応等においてもLGBTQ+対応は、死に直結する問題ですし、それについて取り組むことは、優先順位が高いはずなのです。

次に、「2 国・都道府県・市区町村それぞれの役割の整理確認」です。行政と言っても様々、一括りにできるわけではなく、それぞれの役割分担がございます。それぞれの役割の整理確認ということで、内閣府HP掲載の概要図を示しています。この図中「地方公共団体の役割」については、法律5条、10条の1項に規定されていることを示しています。この規定に基づいて地方公共団体は、取組を考えていくということになってきます。

そのときに必要なことということで、「(1) 行政が施策実現を行うにつき必要なこと」として、「ア 組織・所管対応部局の決定・所掌事務を明確に位置付け」、「イ 人の配置・予算付け」を挙げました。一つは、やはり人・金・モノです。基本理念があり法律が制定され、

又は条例が制定されても、それだけで直ちに何か動くということではありません。それを具体的にどのように実現していくのかといった場合には、「ア 組織・所管対応部局の決定・所掌事務を明確に位置付け」することが大切になります。

先ほど牧島先生の説明で、国でもそういうところが重要であるという話がありました。自治体行政においても当然そこが重要になります。いろいろな施策を進めるためには、課題と部局を結び付ける必要がある。例えば、子どもの貧困の問題があります。またヤングケアラーの問題があります。じゃあ、そうした課題に対して、それは自治体の既存の部署のどこがやるのか。又は既存の部署が対応できないのであれば、どこの部署・担当を新しく作って対応するのか、というのが自治体の中では重要な話です。出発点として非常に重要な決定となるのです。

その上で部署を決めたら、じゃあその部署がどういう所掌で、どの範囲で何をやるのかを法律・条例・規程等で位置付けていく。それをしていく。法律による行政の原理というのは、そういうことです。法律・政省令があり、条例・規則があり、それらをさらにガイドライン・要綱等に具体化して落とし込んで実現をしていくということになります。

そのときに、組織条例等により所掌を決定して、そこが所管でやるという決定をしておかないと、曖昧で一回的な施策の実現や啓発だけで終わってしまうことになりかねません。それが必要なことです。今回法律が制定され、各自治体が取組をしていくのであれば、所掌を明確にしていく、部局を明確にするということが必要であり、その部局を決めたら、そこに担当となる人を配置する、予算を付けるということになります。ところが、残念なことに、従前、予算がなかなか付かないのが、女性・ジェンダーの担当部局であるというのが、自治体の現場で担当してきた人間としては感じているところですし、研究者の視点から見ても実態はそうです。

レジュメ3頁「(2) 行政手法の選択 (重疊的)」について、行政法の専門家として、具体的にどういうものがあるのか挙げさせていただきました。一つは、「法制度手法 (設計過程含む)」と書きましたが、目指す社会を実現していくためには、先ほど述べたみたいに法律を作る、条例を作る、さらにそれを具体化したものでガイドライン、要綱等を整備していく、指針を作っていくという形で実現をしていくという手法が王道です。

次に「経済的手法」があります。補助金を出すなどして、実現したい社会へ向けて政策誘導をしていく手法がございます。

三つ目として、「情報的手法」があります。広報手法とも言えます。法律や条例を作っただけでは社会は変わらず、その法律や条例の内容を正しく伝えていく、どのような内容なのかわかりやすく周知していくことが大切になります。

四つ目、最後ですが、「教育的手法」です。教育や啓発・研修の機会を設けていくことは、時間はかかっても確実に社会を変えていく方法です。

こうした、四つの手法を重疊的に組み合わせていくこと、人権擁護の社会を実現、具体化していくことになります。

行政手法の選択の項目には、「※疑義・対立ある場合に特に大切なるエビデンス・教育啓発・対話」と記述しましたが、行政手法の選択には、当然対立が生じます。様々な価値基準を個々人がもっており、優先順位の高低、上下、施策展開への反対意見などが出てきます。そうすると、行政としてはなかなか前に進めない、推進に消極的になることがあります。そのときに必要になるのが、やはり根拠・エビデンスです。法律による行政とはエビデンスに基づく行政ということでもあります。ある人がやりたいから施策を進めるとなると対立が解消できません。やはり、事実・根拠があるからこそ、その根拠に基づいた施策展開をしていくのです。

実際、今回の法律制定には、差別的な状況が改善されていないことが立法事実として法文に書き込まれています。様々な人生ステージにおける差別、自殺に追い込まれたりする問題、いじめの問題、対処すべき法制度の不備など、様々な問題があります。こうした現実に行き詰っている課題をどのような形で改善していくのか。それには、四つの手法の重畳的ベストミックスが求められます。長期的には、エビデンスに基づいた教育・啓発・積み重ねていく対話が社会を土台から変えていくように思います。

レジュメ3頁「(3) 国や都の取組・情報発信など」です。私が確認している範囲ですが、簡単に国と都についての取組について紹介をしておきます。「ア 国の取組」は、「(ア) HPの充実、対応の着実さ」と記述しました。様々な国のHP、他の分野でも見ているのですが、今回国のHPでは、過去の国会での答弁も引用・関係資料へのリンクをしていて使いやすいです。Q&Aも揃えています。また、「(イ) 都道府県・政令市の窓口一覧整備の意義大」と記述しました。都道府県・政令市の窓口一覧がHPアップされた意義は大きいです。先ほど行政の現場で重要なのは、部署が決まることだと述べました。そうでないと、国民側からすれば、どこで何をしてくれるんだという話になります。LGBTQ+の問題に関しては、これまで特に人権・総務部局でやるのか、男女共同部局（生活文化局）などでやるのか、所掌範囲と関係して仕事の押し付け合いと言える状況がなされてきた歴史もあります。その意味で言うと、ジェンダーアイデンティティに関して、ひとまず都道府県、政令市の窓口というのを明確にして、一覧を設けたというこの意義は大きく、今後の施策展開の一步として評価したいと思います。

「イ 都の取組・情報発信」です。都は、法律制定前から都条例を制定し、着実に施策を進めています。「(ア) 東京都性自認及び性的指向に関する基本計画（1期・2期）」については、既に2期とステージを上げて推進しています。「(イ) LGBTフレンドリー宣言」については、「性自認及び性的指向に関する企業研修受講済み又はLGBTフレンドリーを目指す事業者向けに訪問支援事業利用済み企業」という形で、専門家など相談に乗る人達を送るといった取組もしています。さらに「(ウ) 交流の場・機会提供」、「(エ) 東京都パートナーシップ宣誓制度」を設けています。

今後自治体が進めていく施策についての参考にはなるのではないかと思います、紹介させていただきました。

最後の項目、「第4 進むべき方向性・展望」です。「1 法の支配・法律による行政の原理」です。冒頭の自己紹介のところでも紹介をさせていただいた最高裁の決定部分もありますが、その他にも経産省事件の判例も出ていますし、同性婚にかかる裁判例も出ております。様々な司法からのメッセージが発信されている状況です。

そして、法律による行政の原理を体現する行政の立場からすると、こうした司法からのメッセージを自治体政策に取り入れていく、改善を行っていくというのが当然あるべき姿ということになります（「政策法務・政策訟務」）。

レジュメ「第4 進むべき方向性・展望」の「1 法の支配・法律による行政の原理」、※として「憲法13条の地方自治法への具体」を挙げています。憲法13条は、個人の尊厳、幸福追求権を謳っている。その具体化規定として、地方自治法の中には、法1条の2の規定があり、「住民の福祉の増進」という規定があります。この規定に基づいて、自治体の行政は行われています。憲法13条を具現化した地方自治法1条の2という規定、ここに規定されている「住民」というのは、単色、一色ではありませんので、様々な多様な「住民」がいるということになります。多様な「住民」一人ひとりに寄り添って、それぞれの立場からの景色を見て、施策を実現していく、多様な施策実現を多様に展開していくということになります。

そうだからこそ、様々な部局があるわけですが、自治体において。一つの政策、一つの単色の政策だけ実現すれば良いのであれば一つの部局だけで良いのですが、様々な分かれて分掌してやっているというのは、それぞれ多様な取組、多様な課題に取り組まなければいけないということになっていきますので、その意味での「住民の福祉の増進」ということです。判例・裁判例というのは、こうした行政施策に取り入れるべき具体の指針の宝庫ということになります。

具体的には、これまでの最高裁判決の中で、例えば、自治体において研修というのが必要なのではないですか。様々な取組、対応が必要なのではないですか。施策の管理者、人事担当者には性的マイノリティに関する理解が大切ですよ、というように、あるべき姿が司法から明確なメッセージとして書き込まれています。これらを取り入れていくというのが、行政の進むべき方向・展望として重要であるということ、これが1点目になります。

「2 論破ではなく理解」です。いろいろな論点について議論をするというのは、すごく大切なことになります。しかし、特に、このLGBTQ+に関連して、いわゆる理解増進法の制定過程もそうですし、その後についてもなんですが、いろいろな論点についての施策を進めることへのマイナス的な問題提起がなされたりします。

しかし、原点に戻って、実際この法律がなぜ制定されたのかといえば、先ほどから繰り返しておりますが、自殺率の高さや、いじめの問題や、笑いの対象とされてしまうなど、性的指向・性自認に関連して、多くの事例・様々な差別的な状況というエビデンスがあるのです。この点、差別とまで言えるかは議論があるところだという人もいますが、それならば、当事者が困っている状況・声をきちんと聞いていく、「気付き・理解・寄り添い対応・対話」が



必要であります。

自治体の福祉部局では、このような事柄（気付き・理解・寄り添い対応・対話）が、職務上の基本原則になります。住民から求められて対応する場合、いわゆる当事者と同じ視点に立つことが必要な話になっていきます。

理解が十分できないのであれば、対話を少しでもしていくことで、理解をして、施策を進めていく。「論破」ではなく、「対話」というところを強調したいと思います。

もう一つ、今のところとも関連しますが、「3 査定ではなくて増やす発想」です。先ほども牧島先生のお話の中でもありましたが、パイを奪い合う発想になりがち。人権の問題というのは、パイを奪い合う発想ではなくて、足りない部分について補ったり加えていくという発想が必要です。私が自治体のジェンダーの担当課長をして、女性施策に取り組んでいくような場合、そしてLGBTQ施策について取り組んでいく場合、女性支援団体などから意見が挙げられたことがありました。私が、自治体としてLGBTQ施策についての相談部局を設けたり、条例制定についての差別的な取扱いを禁止するという推進施策に対しての意見・議論なのですが、女性の差別の状況が未だあるのにも関わらず、LGBTQ施策取組に力を入れるのは、いかがなものかという意見です。

しかし、それは対立構造の理解です。人とパイを奪い合う発想です。実際私はジェンダーの担当部局の責任者で、女性の性被害の問題に対する取組、ストーカー対策への取組、DV対応など、当然優先順位・最上位でジェンダー施策に取り組んでおり、UNウィメン招致なども含めて、他の自治体からも視察が来るほどだったにもかかわらずです。

実際に、いわゆる女性支援とLGBTQ施策は両輪として必要なものであり、LGBTQに関する施策の問題、LGBTQに係る相談対応、教育啓発が必要という観点から、様々な機会を通して、自治体の町会・民生委員に対する研修や、小中学校での出前事業をやってきました。全然、矛盾するものではないです。パイを奪い合うものではないですし、両方進めていくというのが大事だという話なのです。どの人権も守る。あなたの人権の問題よりも、こちらの問題の人権のほうが優先ですということを考えること自体が、人権の理念・実現についての誤った捉え方であるとの哲学の下で進めてきました。

法的に整理すれば、憲法13条、そして地方自治法の1条の2というのは、それを具現化している法律になります。どの人権を優先的に対応するという形にはなっていないということになります。「選択の幅を広げる・増やす・追加の発想」が求められます。後に話があるかもしれませんが、トイレ利用の問題で対立が生じる恐れがあるのであれば、ハード面とソフト面で、様々な形で選択肢を増やしていくという話であり、追加の発想というのが大事であり、どちらかが何かを削っていくという形の発想では、何も解決をしないというところは留意・強調する必要があると思います。

レジュメ「4 [付記(具体)]」、残り時間で、少し具体の項目を挙げさせていただいています。先ほど、内閣府が、都道府県及び政令市についての担当所管窓口を整備した。これは第一歩だと評価させていただきました。

次のステージとして大事なのは市区町村全ての自治体における所管担当窓口の整備です。都道府県・政令市だけではなくて、地域で暮らす人々が、身近な地域の基礎自治体で相談できる窓口はどこなのでしょうね、ということが疑問になっていたりとか、どこに行ったらいいのか悩みが聞かれます。それについて、自治体、市区町村、1724ある市区町村で窓口の整備、ここですよということが周知されると相談に行きやすいということがあるのではないのかと思います。整備してほしいです。

もう一つ、「市区町村における全庁横断会議の設置、基本計画・指針作り」を挙げました。国の計画、基本計画・指針作りというのがありますが、具体的施策の実現のためには、当然都道府県、市区町村がやらなければならないものがあり、それについては、自治体には、様々な部局があるわけですが、ジェンダー部局・人権部局だけが動けばよい話ではなく、例えば公園の公衆トイレの問題であれば、公園部局はどのように対応するのか。教育・学校の分野での啓発はどのように行っていくのか。保育の分野での保護者や子どもたちとのかかわりはどうするのか。「保育・福祉・教育・保健等」とレジュメに書きましたが、様々な分野で横断的な会議の設置をしていく必要があります。また、実際に自治体には既にいくつも法定の横断的な会議が設置されていますので、そこで、LGBTQ・ジェンダーアイデンティティに関係する論点というのを必ず審議の項目に入れていくという形（実際に私がやっていた手法ですが）が有効だと思います。

3番目の中点「都道府県における広域バックアップの必要」です。市区町村と都道府県、当然住民は移動しますし、働く・仕事という観点からしても、一市区町村完結型ではなく、広域単位での対応が求められますので、広域バックアップが必要ということになります。

4番目、「意識改革」です。これは保育・福祉・教育・保健等住民最前線の自治体においては人権施策展開がすごく重要になっていく。どのような言葉をかけ、どのような対応をするのかにより相談のキャッチアップが変わります。潜ってしまうということがあります。自治体行政のど真ん中の責務であり、国・都道府県待ちの姿勢は最前線の自治体として許されないことです。

もう一つ付加しますと、子どもたちから学校の先生への不満でよく挙げられるが、形式的な概念・言葉は教えるけれど、現実の実際のいじめ対応はしてくれないということがあります。これは具体例としてよくあります。子どもに関係しての法律、条例制定がなされ、理念・概念が語られる。子どもは権利主体ですということ、世界人権宣言があります、と人権の概念の話はする。そういうことは先生は教えてはいるけど、でも実際に、自分が現実のいじめの問題を相談すると、その現実のいじめの対応はしてくれない。みんな仲良くね、となる。理念と現実の対応とが乖離している、とのあきらめの声、そういう子どもたちからの声は実際にあるのであります。今回ジェンダーアイデンティティにかかる法律を制定したのであれば、差別や理解に関して、具体的に何がどう変わっていくのかということについての対応の具体化が必要です。

5番目「自治体トップメッセージの重要性」です。自治体の公務員は憲法尊重擁護義務(9

9条)を負っており、人権を守るのが公務員の義務です。そのトップである自治体の首長がメッセージを発信することがどれだけ重要か、効果が大きいということを強調しておきたいです。

それと関係しますが、6番目「差別を許さない横断的取組と様々なチャンネル発信の重要性」です。先ほどもお話させてもらいましたが、自治体には様々なチャンネルがあります。それぞれのチャンネルでジェンダーアイデンティティをテーマ化する。共生社会をどうやって作っていくのかを話題にしていく。「職員・教員の教育」が大切となります。それがないと、「二次被害」が起きてしまいます。チャンネルを増やしたはずなのに、かえってマイナスの言葉を浴びせられて、二度と相談ができないということが生じたりしています。

7番目、最後「震災対応(避難所対応等)」です。「性的マイノリティの支援」に関して、今能登半島地震でも問題になっています。以前から性的マイノリティの差別的な取扱いが実際にあった、避難所にも行けない状況がありました。

最近やっと声が可視化されてきている点では一歩前進かもしれませんが、私が調査している限り、解消には程遠いです。現在私は、東京都の避難所指針作成のワーキングにも入っていますが、実際その中で、配慮すべき項目として、挙げられているものを挙げさせていただくと、「特にきめ細やかな配慮が必要な分野への対応」ということで、「女性に関する分野、子どもに関する分野、性的マイノリティに関する分野、高齢者に関する分野、障がい者に関する分野、外国人に関する分野、ペット飼育者・使用者に関する分野、難病患者に関する分野」という形で、配慮が必要な重要な項目として、性的マイノリティへの配慮が挙げられており、さらに具体的な配慮すべき事項を書き込んでいます。現在、能登半島地震の対応も含めて、もう一回最終的な見直し・まとめの段階で、都内の市区町村に提示する予定です。震災対応時こそ、まさに、性的マイノリティに関する配慮が必要だということ。自治体はそのことを、事前に計画に入れ込んでおくことが重要です。

以上、私のいただいた時間の中で講演させていただきました。どうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

## ■パネルディスカッション

(司会) 次にパネルディスカッションに移ります。「LGBT理解増進法と人権擁護のこれから」をテーマにパネルディスカッションを行います。コーディネーターは、両性の平等に関する委員会特別委嘱委員森あい弁護士が務めます。お願いします。

(コーディネーター・森) コーディネーターを務めます熊本県弁護士会の森あいと申します。よろしくお願ひいたします。基調講演でお話いただきましたお三方に、引き続きパネリストとしてお話を伺ってまいります。皆様、よろしくお願ひいたします。

コンパクトにまとめてお話いただきましたので、時間があればもうちょっと話したかったというところとかもあるかもしれません。補足がありましたらお願いします。

神谷様からは大部のレジュメを15分でお話いただきました。お話しそびれたことがありかもしれません。まず神谷様からお願いいたします。

(神谷) ありがとうございます。全体的に今、理解増進をめぐるというふうになっているかという肌感覚とか、ヒアリングをしてみてというところが、余りお話しできませんでしたので、少し補足的にそのお話をしてみたいと思います。

まず、企業ですけれども、これは取組がすごく進んだなという思いがいたします。私ども、Equality Act Japanというキャンペーンを2021年のときから始めております。私たちのキャンペーンとしては平等に暮らせる差別禁止法を作りましょうというキャンペーン、これは昨今の今頃ですと賛同企業が50弱ぐらいだったんですけれども、今100弱ぐらいになっていまして、2倍になったということなんですね。

今、春の労使交渉などもされているそうですけれども、まさにその議題に挙がったりですとか、労使ともに積極的にやってくださっているなというのは、大変プラスの印象を持っています。

一方で、やはり鈴木さんもおっしゃっていましたが、この＋というところ、自治体の中でということになりますと、まず首長部局の中で浸透どのぐらいできるのかというのは、一つ課題があるのだと思っています。いろいろな自治体のアンケートを見ても、何か環境整備の必要性を感じないと、未だにお答えになっている自治体などもあって、まさに各般の問題に対応するために、必要な措置をと法の規定となっておりますので、必要性を感じないというのはちょっと違うのではないかなと。やはり法の趣旨をもっと浸透させていく必要があると思います。もっといえば、既存の広域自治体も含めた条例の趣旨というものを浸透させる必要があるんだろうなと思っています。

そのときにやはり気になるのは、この法律というのは、まさに性的指向とジェンダーアイデンティティというものを理解する法律で、どちらかというとならLGBTを理解するというよりは、性的指向や性自認、ジェンダーアイデンティティという概念を理解するわけなんです。何か自分の意思でコロコロ変えられるという話もそうですし、性的指向のほうは今日余り議論になりませんでしたけれども、結構、動物を好きになるとか、ロボットを好きになるとか、年齢が上か下かみたいな話、それは別の議論としてはあり得るのかもしれませんが、こちら法の条文を見ても、恋愛対象等になる対象の性別の話をしているわけですが、そこがすっぽ抜けて、何でもかんでも性的指向の話なんだというふうにごちゃごちゃに議論をされてしまう向きがあって、そこが少し混乱している。それはやはり法の趣旨的にもちょっと違うのではないかなということで、ここは浸透させる必要があるのだと思います。そして、やはり子どもがなかなか、一番、子どもに関連する分野が一番萎縮しちゃっているところもやはり危機感を感じています。

教育現場、あるいは子どもの福祉などですけれども、この辺りの実践が半分になっちゃいましたとか、いろいろと住民の方などから御意見をいただき、それに対応するのが手一杯で

進められないとか、そういういろいろな自治体からの御意見いただくのですが、その意味でも逆に言えば、先ほども御紹介しましたけれども、子ども基本法3条にもともと差別的取扱を受けないとなっていて、その具体として、大綱に性的指向やジェンダーアイデンティティということをも明記いただいたと。

もちろん、子ども基本法というのは年齢や発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会とか、及び多様な社会活動に参画する機会が確保されているということになっているわけですがけれども、まさにその観点においても、子どもの主体を無視、当事者の子どもの主体を無視せず、しっかりその点を確保していく、それは改めて重要なんだろうなということで、私たちも周知していかなければならないと思っているところです。補足でございます。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。神谷さんのお話の中で、地方公共団体のための手引きの話があったと思うんですけれども、今日聞いておられる中に、地方公共団体の方もいらっしゃる、あるいは、地域で活動されていて、自治体と接点を持っておられるような方もおられるかとも思います。この手引きを是非ほしいという方がいらっしゃると思いますが、どうやって入手したらいいかということもお願いできますか。

(神谷) ありがとうございます。ちょうどLGBT法連合会のウェブサイトのニュース欄の一番上のところに、ちょうど今なっていますけれども、そちらに手引きのページを用意しております、そちらのページの一番下にお求めのためのフォームを用意しております。こちらに御入力資料をいただきましたら、データ若しくは紙でお送りするという形になりまして、先ほども申し上げましたが、お申し込みをいただければ自治体、教育委員会含むはデータは無料、それ以外の方はデータの場合は500円税別、紙の場合はどなた様もフルカラーで88頁なので、1500円、送料と税は別という形でお配りをすると、頒布することができるようになっています。

まさに、森さんおっしゃったように、自治体の中で活動をされている、あるいは支援をされている方、あるいは自治体議員の方、様々なところで読んでいただいて、そうか、これはこういうふうな取組なんだ、先ほど言ったようにちょっと誤解されがちな、あるいは法の趣旨とはちょっと違うような御意見に関してもQ&Aでフォローできるようになっていますので、御活用いただければなと思っています。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。好事例というか、「こういうこともできるんだ」といったこともいろいろ書いてあって、私も先にちょっと見せていただきましたけれど、すごく参考になるものかと思います。ありがとうございます。

(神谷) ありがとうございます。

(コーディネーター・森) それから、あとはお二人のお話を聞かれたり、お三方皆さんで、相互に話を聞かれたりした上でとか、補足という点で、牧島様の方もいかがでしょうか。

(牧島) ありがとうございます。鈴木さんの最後のところで、避難所のお話がありました。東日本大震災の頃から、私たちLGBT当事者の皆さんへの配慮というものが必要なのではな

いか、避難所での対応が重要であるということに気づかされたと思っていまして、だんだんと改善はされていると思うのですが、まだ十分とは言えないのだろうと、それがまず能登半島地震においてまだ起きていることだと受け止めています。

内閣府防災はどのような方針を持っているかと言えば、多様なニーズがあることを理解し、避難所運営等に努めていただくよう依頼をしているという状態です。事務連絡は、自治体向けに発出をしています。ただ、自治体それぞれのお考えでどのようなタイミングで、どのようなスピードで準備ができるかということがあると思いますが、2021年度の災害救助法の適用をされた130の市町村では、配慮の中に盛り込んでいるのは14%なんです。東京は「東京防災」と「東京暮らし防災」という冊子の中で、先ほど鈴木さんが紹介してくださったように触れていただいています。このように冊子の改定のタイミングで作っていただけるかもしれませんが、まだ全自治体には広がっていないと思います。

市町村よりは都道府県のほうが進んでいるかと思いますが、トイレと受付の名簿と相談窓口の設置というところが、よく皆さんが取り組みやすい項目として挙げられているかと思っています。

具体的なものとして、例えば物資を得にくい方たちがいると。例えばお洋服であっても、男女別ではなくてサイズで分けて、取りやすくするというような方法があるのではないかと、というような具体的なアクションプランを記載されているものもありますし、もちろん性のあり方のアウトティングのおそれを感じていられる方がいらっしゃるから、そういったことへの配慮、あとは仮設住宅、パートナーと入居できるかとか、本人のニーズの尊重といったところが、これから考えるべき具体策として挙げられていると思います。

こうしたものに沿って、避難生活の支援リーダーとかサポーターが研修をしていくと思いますが、この研修の中に当事者の方が含まれていないということも往々にしてあると思います。むしろ、この防災リーダーになりにくい、もちろんカミングアウトされていないからということもあるかもしれません。

なので、この防災リーダーになっているそれぞれの自治体とか区会とかコミュニティベースでリーダーになる方が、そうした方たちの存在を想像して、前提として準備をしておくということが大事であろうと。これは要配慮者多くの方に関しても、同じことが言えると思います。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。鈴木様のほうでは補足はいかがでしょうか。

(鈴木) 私は、30分話させていただいたので。

(コーディネーター・森) 分かりました。あと、鈴木様の話の中で、都道府県や政令市の窓口の話とかもありましたけれども、今日、入っておられる方も、もう御存じの方が多いかと思うのですが、内閣府のホームページに、都道府県や政令市の窓口の案内ですとか、あとは適宜いろいろリーフレットを作りましたといったことが、お知らせが載っております。今回のシンポのテーマに関しては、ここを参照していただくのは必須だと思います。もし見て

おられない方がおられましたら、「内閣府 理解増進」とか「内閣府 性的指向」とかで検索されればすぐ出てきますので、見ておいていただくと有用と思います。

パネルのほうに入っていきたいと思うのですが、LGBT 理解増進法については、この法律によって、女性用トイレに男性が入るようになるとかいうような誤解に基づく不安というのでも聞かれたところですか。この点について、鈴木様、いかがでしょうか。

(鈴木) そうですね。私が自治体の御担当者と話すと、大きな誤解に基づく苦情・不安の声が上がられるようです。この法律の制定過程又は制定後もですが、この法律ができると、男性が「私は女性だと言い張ってトイレに入ってきてしまう」との風説が広められたことでトイレ利用が不安になってしまっている、というものがあります。

普通に考えればあり得ないというか、犯罪（抑止）の問題とトランスジェンダーの人権を守ることは両立するはずなのですが、そこが混ぜられてしまっています。詐称の問題は、犯罪という別論点として、どのテーマでもその対策を考えるべき問題というだけです。それが何でトランスジェンダーの人権尊重の論点のときだけ強調されるのかわかりません。

今回 LGBT、LGBTQ という用語をあえて使わせていただいています、私は文京区るとき、SOGI の用語を使って、属性の話ではなく、皆が有する性的指向と性自認の問題としてきました。トランスジェンダーの人という線引きをするのではなく、誰もが関係する・有する問題なんですよというように理解すべきと考えています。

トイレの論点は、犯罪、詐称の問題であれば警察に協力してもらって、取締りを強化する。さらに、自治体も取り組むのであれば、ソフト面の対策としては、巡回をしてトイレを気持ちよく安全に使ってもらえるようにするために人の手当てをするという方法もあります。

またハード面の対策としては、より多様な選択ができるトイレを増やしていくべきです。トイレ利用については、トランスジェンダーで障がい者の方、また年齢の違いなど、トランスジェンダーと一括りに論じること自体がおかしな話であり、また性自認の問題にかかわらず、これまで様々なトイレ利用に関する要望が自治体に出されているわけですから、それらに応えられるように、様々な利用形態のトイレの種別を足していくということが必要です。トランスジェンダーの問題にフォーカス・論点絞りをして、女性トイレが奪われるとの言説がされることがありますが、誤導であり、すごく危険だだと思います。そのような言説に乗らないで、正しい問題の捉え方をしていくということが必要だと思います。

1点補足させていただくと、被害者の視点です。私は性被害の問題等に取り組んでいますので、その被害にあった方たちのトラウマや、フラッシュバックの問題は、理解しているつもりです。男性外観と一括りではなく、例えばどのような人に自分が被害を受けたかによって、フラッシュバックなどが起きてくる状況というのは違うので、それをトランスジェンダーとまとめて論じるのは、非常に悪意ある議論だと感じます。第三者が、正義感にあふれて論じているということがもしかしてあるのかもしれませんが、私のヒアリングしたところでは、公衆トイレのところに大人が来て、女子トイレに入ったボーイッシュな女兒に対し

て、「(女性であることを証明する) 身体的な状況を見せてみる」というような(行動をする人) 状況が生じているということが起きてしまっていることは伝えておきたいです。

そのような行き過ぎた行動がないように、正しい理解を共有して、ソフト面、ハード面で対策をしていくか、というのが、重要だと考えています。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。神谷様のところで紹介された首相の答弁なども、まさにそういったお話もあつたりするところで理解増進法というこの法律をちゃんとやっていく、誤解をちゃんと解いていくというのも、この法が求めていることだと思うところです。

神谷様は、何かお話がありますでしょうか。

(神谷) ありがとうございます。まず、そもそもトランスジェンダーにとって、お手洗いを、例えばお手洗いをとつても、どういう困難があるかという話から出発をしたはずなわけですね。

例えば、トイレに行こうと思つても、逆に自分自身が不審だと思われるのではないかと思うので、家を出たら飲まず食わずで過ごして、できるだけトイレに行かないようにされている方もいらっしゃいますし、ちょっと前に、性的マイノリティがテーマではない、職場がテーマのドラマでありましたけれども、これもトランスジェンダーの日常として、職場のお手洗いにいったら、自分が不審に思われるのではないかと逆に不安を覚えるので、コンビニとか、外のトイレに行つて、すつと戻つてこられるとか、そういうようなことをしている日常がまずあるというところがあると思うのですね。過去の調査では、4人に1人が膀胱炎などの排泄障害を抱えているというようなデータも出ていたと思います。

これは、経産省の最高裁判決でもありましたけれども、このようにやはり日常的に不利益を受けているということがまず前提だと思いますし、そこでやはり具体的な事情を踏まえるんだと、踏まえて対応するんだということが基本だと思うので、その点、鈴木さんの本にも書かれていらっしゃいますけれども、この最高裁判決も含めて、その実態面ということをしつかり見ていただくということは大事な事かなと思っています。

(コーディネーター・森) この件について、何か他にお話がある方いらっしゃいますか。

(牧島) 念のため付け加えておきますと、委員会等での質疑でもお風呂のこともやり取りございましたけれども、公衆浴場法第3条で身体的な特徴で判断する、となっていますし、これは憲法14条に照らしても、差別に当たらないということになっていますので、未だにどうなるのかしらというお声をお持ちの方もいるようなので、付け加えさせていただきます。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。

では、次に移ります。理解増進法では基本計画や指針というのを国が作ることになっています。これが、先ほどの鈴木さんのお話では、基本計画や指針待ちで取組を留保というか、進めない自治体もあるということでしたけれども、これは今どういう状況にあるかということをお聞きしたいと思いますか。



(牧島) やはり法律が制定されて1年というのが見えてきている中で、基本計画はしっかりと打ち出してほしいというのは、提出者である私個人としては思っているところです。

基本的なプロセスとしてこの基本計画などが作られる場合は、与党プロセスというものがありまして、自民党と公明党の中での議論、政府から説明を受けて、より具体的に書き込むべきものがあればとか、又は誤解のないような表現にしなければならないのではないかとといったようなやり取りが行われることが想定されています。

それを一つ前提とした中で、超党派の議連の中でも、事前に例えば政府のものとして提出されて最終形をなされる前に、やはり議論をしたいといったようなことはあるのは、御紹介できるかと思います。

基本計画の策定のときも、またこの法案の審議のときにもそうだったんですけども、当事者の中にもいろいろな御意見があるのではないかとおっしゃる方がいます。そのとおりでと思います。例えば、女性の政策ということが一つのカテゴリーとしてあるとして、その女性の意見を聞きましようとなっても、女性といたっていろいろな考え方の人がいるし、女性という当事者にも幅があるのと同じで、LGBT、又は+それぞれの中にもいろいろな考え方がある。

なので、一つになるものではないのだろうし、それを踏まえた上で、どのような基本計画にするのかということころは、私たちとしては意識をする必要があると思います。地方自治体の方針とのやり取りの中でも議論ありましたけれども、例えば、地方自治体で性的指向及び性自認という言葉を使っているんだけど、ジェンダーアイデンティティに変えなければならないのかといったような御質問がありましたが、既にあるものに関して、この法律があるからって文言を修正しなければいけないというものではありませんので、それぞれの自治体で作られているものは、それはそれとして尊重されるものだろうとは思っています。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。基本計画とその指針については、まだ動きがなかなかという中で、待っている市民・国民として、どうできるかについてはいかがでしょうか。鈴木様でも神谷様でもどちらかでも。

(鈴木) 主に地方行政に詳しい者として話させてもらいますと、国とは別にそもそも男女平等参画に関係して自治体には審議会があります。また自治体ではそれ以外でも関係する様々な審議会等がありますので、そこで声を上げ、質問・意見などを出していくとよいかと思います。基本的に地域の住民が、様々な行政の計画に意見を出すチャンネルは結構ありますので、そういう機会を利用するというのはあるのかなと思います。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。神谷様も何か。

(神谷) そうですね。やはり当事者、支援者が自治体に対して、いろいろな先進的な事例とか、こういうふうにしたらできるとか、あるいは当事者こういうふうにしたらうれしいとか、そういう意見を届けることがとても大事であり、それが最終的には国の行動計画や指針につながると思うんですね。

やはり自治体の好事例を見て、政府もいろいろと取組を考えるとということがあると思います。私たちも今回、先ほど森さんにも触れていただきましたけれども、手引きを作ってみて、例えば議会ハラスメント対策の中に、SOGI ハラを入れていただいている自治体があったりとか、かなりいろいろな取組やったださっているところがあって、啓発方法一つをとっても、いろいろな形で工夫されているということがあります。

そういったことを自治体にお届けいただくだけでも、自治体としてもいろいろな視野がさらに広がって、また自治体の中でももっと調べてということもあるでしょうし、それが内閣府などにも伝わっていくことがあるのかなと思っています。

(コーディネーター・森) 議会に関しては、実際に SOGI ハラがあったという報道もあり、非常に重要と思うんですけども、ちゃんとそういう取組をしているところもあるということですよ。

その地方自治体でやっていることを、国にボトムアップで上げていくということで、地域で活動している皆さんがされていることが国に反映されるということもあるのではないかと。あとは、国会議員さんにも話しに行つて、どうしてほしいなどと言う。声として伝えていくということもあるんでしょうかね。

(牧島) とても大事なことだと思います。それぞれの議員に皆さんがいろいろな方法で、既にお声を届けておられると思いますけれども、それは私たちはいつも重く受け止めています。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。今回のシンポジウムのタイトルというのが LGBT 理解増進法、これは LGBT 理解増進法というのが分かりやすいからこのタイトルにはなっているのですが、実際には、SOGI 理解増進法かと思うんですけども、この法律と人権擁護のこれから、ということテーマとして掲げております。

法律に関連することでもそれ以外でも、この法律ができた後の LGBT の権利擁護ということで、今後どういうことを私たちがしていけばいいか、またこういうことは知っておくべきだということについて、お話をお伺いしたいと思います。

事例の手引きなども出していただいているというところで、神谷さんから、まずお話しただけですか。

(神谷) ありがとうございます。この手引き策定のときにも、いろいろなところでヒアリングをしたときに、先ほども申し上げました、20年前のジェンダーバックラッシュの時の話も伺ったんですけども、やはり細かくしっかり疑問に対して答えていく。それは自治体などに対して、しかるべきところで応えていくということも必要な場面があるというお声がありました。

それで Q&A など設けたんですけども、先ほども性的指向とジェンダーアイデンティティの概念を理解するというのが、この法律の1丁目1番地ではないかというお話もいたしましたが、そういう割と基本的なところの疑問が、基本的なところを、こう言っては何ですが、踏み外すというか、そういったところでいろいろと誤解に基づく、最終的には誹謗

中傷につながっているケースというのは、案外多いのではないかと、Q&A を作ってみて思いました。

なので、やはりそういった性的指向とかジェンダーアイデンティティというのは、というところから始まって、細かく細かく自治体にお伝えなどしていく、あるいは企業などにしていく、身近なところで話題になっていくということが、かなり権利擁護に有効なのではないかと。そのようなことが皆さっと答えられるようになると、何かいろいろな疑問があっても手が止まったりせずに、自治体であれば手を動かせるようになるということがあります。そういったところに、せつかく法律で触れていける、その話題に触れていく機会というのは増えていっているわけなので、そういったときに、さっと差し出せる適切な言葉やコンテンツというものが、ますます重要になっていると。それは全国で取り組んでいる支援団体の皆さん、当事者団体の皆さんにより、ちょっとマイノリティに説明させるというのはどうかという問題ももちろんあるのですけれども、それが有効な施策の一つなのかなと改めて思ったところです。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。最近はいろんな言説がある中で、以前よりもトランスジェンダーのことについて、詳しくきちんと説明するような書籍が出ていたりとか、YouTube などでも行政が作っているものの中に、LGBT についてであったり、特にこのバッシングの状況なども踏まえてトランスジェンダーについての動画とかを上げているところもあったりするので、そういうのも見るということもできるでしょうし、自治体にはさっきの手引きも含め、そういったものも紹介しながら、理解を深めていただいているということもあるのかなというふうに思います。

この点、今の権利擁護のためにどういうことをしていけばいいかや、こういうことを知っておくべきということで他にお話がある方いらっしゃいますか。

(牧島) 先に私のほうから、それぞれの自治体などでも、例えば人権というアプローチで講演会を開催したりとか、また、地域コミュニティでお話を聞く会をなさったりしているところもあると思います。住民の皆様の理解が広がっていくということが大事だと思っているのですが、そうした中で、それでも依然として性的指向やジェンダーアイデンティティは変えられるものなのではないか、といったような誤解が残っているところがあるので、そういう意味では理解増進というのはボトムアップで、まだまだやらないといけないというふうには思います。

今日のお話の中でも学校現場のお話が出ていますが、子どものいじめの問題、又は自殺に追い込まれてしまうことがないようにという、本当に命を守るためのアクションということを考えなければならぬと思っています。性同一性障害特例法というものがあって、名称変更というのも考えないといけない時期にもう既に来ていますけれども、この GID については、法律が先に存在をしていたので、それによって子どもたちから保健の先生とか、担任の先生とかに御相談があったときに、じゃあ GID なのかもしれないという前提に立って、例えばランドセルの色とか、制服とか、お手洗いの使い方とか、割とこちらは早く動いたんだ

と思うんです。海外の立法府にいる方たちとお話をしても、日本の動きは早かったほうだったのではないかと。

一方で、GIDについては法律があったから、それに基づいて学校の先生たちも研修を受けることになっていたり、又は情報を得たりすることによって対応ができたんだけれども、性的指向についての研修はその中に含まれていなかったがために、お子さんから相談を受けたときに GID の相談だと思い込んでしまうケースがあったのではないかと。いろいろなディスカッションの中で論点として出てきたこともありました。なので、誤解のないように幅広くこの性的指向・ジェンダーアイデンティティについて知っていただいて、研修が必要な方たちは受けていただく。又はあらゆる正しい情報に触れていただくということが大事だと思っています。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。確かに文科省の資料なども、性的指向とうたっていても、性的指向の話はほとんどないといったことも、これまではあったかなと思うんですけれども、やはり法律ができるということで、大きく変わってくるころかなというふうに思いました。

他にはいかがでしょうか。

(神谷) 今のところちょっとお話ししますと、思い出したのは、私もそろそろ支援活動をして20年近くなるんですけれども、2000年代だと自治体に行くと、LGBTの話は全部性同一性障害の話ですねと、変換されて自治体から答弁されるということは、確かにあったなということを思い出しました。

(コーディネーター・森) 最近では、そういうことも一般の方の中でもなくなってきているかなと思いますけれども、まだまだ分からないという方もいらっしゃる場所ですね。

他にはいかがでしょうか。

(鈴木) 私から何点かあります。まず、神谷さんが細かく議論していくことも大事じゃないかという話をされていて、私も同感です。それがすごく大事なというのは、例えば、現場の教員だと、今回制定のときにあった議論ですが、保護者からクレームがあった場合、保護者に了解を取らないと、啓発研修ができないのではないのか、というような個別の対応の是非に対して、いや、そんなことはないですよ。という点も、きっちりQ&Aの形で細かいものが(教員等に)提示されないと、現場で混乱して萎縮をしてしまうことになります。Q&Aを、今後より詳細にしていくという積み上げが大事なことだと思います。

その観点からは、神谷さんが先ほど提示して下さった手引きはすごく重要で、自治体現場でみんなそれを読んでいくことが重要だと思います。それに関して、自治体の現場としては、どういうふうに仕事をしていくかという、やはりエビデンスが重要になってきます。先ほども話したみたいに、自分たちだけで、専門的知見を全部身に付けられるかという、身に付けられないということが多いんですね。じゃあその場合どうしていくか。専門家に聞いたり、書籍などで学んでいくとか、当事者の方たちに意見を聞くなどします。私自身が行政現場の担当者で立案していくときは、様々な専門家、当事者から意見を聞き、また書籍を

読んで勉強してきました。エビデンスに基づく行政の、そのエビデンスとなるものを、各種支援団体、専門家、当事者の人が提示していくというのがすごい大事なことだと思います。

(コーディネーター・森) エビデンスという点では、なかなか日本では調査が、国や自治体主導では、以前に比べると、というのはありますけれども、進んでいないというところがありまして、そのような中、民間の研究者や団体などが頑張っているところがあります。まだまだ数も少なくはあるものの、そうはいつでも結構最近は出てきているので、そういったものを私たちがちゃんと、どういう調査があるかというのを把握して、行政などにもこういうのがありますよと伝えていくと。これは手引きの中にもあるでしょうし、あとはふだん、地域で活動する人たちもお互いに情報を共有したりする中で、こういう調査があつて、これは重要だとか、常にされていると思うんですけども、そういったことをするのもすごく重要なんだなと聞いていて思いました。

(鈴木) 弁護士会の役割も重要です。法的な見解をきちんと提示し続けてほしいです。

(コーディネーター・森) そうですね。LGBT の権利に関するプロジェクトチームも中心になりつつ、いろいろと意見書を出したりなどもしていますが、今回、犯罪被害者の遺族給付金の最高裁の判決が出ましたけれども、今回の判決に関連して、2年前ですかね、日弁連で出した事実婚に関する同性パートナーの権利保障についての意見書も、メディアなどで参照していただいています。なかなか大変ですけども、そういったものを作っていくのは大切だなと思いました。

何か御発言いかがでしょうか。

(牧島) 先ほど鈴木さんがおっしゃった今回の法律の中での学校設置者の役割のところですが、委員会でも保護者の協力を得ないとできないというわけではない、というふうに答弁しています。教育の目的として学校、家庭、地域社会、相互に緊密に連携協力するというに基づいた文言であるということですので、そこは改めて触れさせていただきました。

(神谷) 逆に、この法律ができたことによって、もっと頑張りたいところももちろんあって、やはり学術研究の推進というものがあって入っているわけですね。来年度予算を見ると、やっぱり職場の調査、前もやった調査ですけども、もう一回やってくださるようなんですけれども、やっぱり各省庁の調査とかはまだこれから、今回はまだ入ってなかったということがあるので、来年度以降、見直しも3年ということもありますから、しっかり調査はしていただきたいと。やっぱり調査の基本に性的指向や性自認という大前提を問う設問がないと、格差というのはやっぱり見えなくなってしまうので、そこは法律ができたからには、しっかりやってほしいなということですし、私たちも、牧島先生はじめ与党の議員、野党の議員にも働きかけていきたいというふうには思っています。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。他はこの点について、今のお話をお受けしてでも、あるいはほかのことでもいかがでしょうか。

(鈴木) 今回のテーマとの関連論点でよいですか。具体例で言うと制服の問題があります。制服に、スカートだけでなくズボンも選択できるようにとの問題提起がなされています。そ

して、それはLGBTQ+、性的マイノリティ対応として必要なことであると特定の属性の問題であるかのような捉え方がされてしまうことがあります。しかし、その限定的な問題の捉え方は問題です。いや、そうではなくて、誰もが有するSOGIの問題なのだという理解の下、幅広くこのテーマで議論していくことが大事だと思います。もう一点は、人権の問題ってみんなが発言しやすい。何かというと、例えば、感染症の問題やDXの問題などは、何か一定専門的知見がないと議論・発言を控えることがなされますが、そうではなく、人権というと誰でもが議論しやすい。それが進むと、何を言ってもいいみたいなことも現象として生じている。でも、本来は、人権を守っていくための対話は、基本的な専門的知識としての歴史の理解や法律の理解や、基礎調査・データの分析など、専門的知見が積み上げられており、そうした知への尊重が必要なのだと思うのです。先ほど神谷さんがおっしゃっている調査研究の問題、基本的専門的知見を学んだ上で人権論をきちんと展開していく、議論していくことは非常に大切だと思います。

あと、もう1点、自治体の現場でどのように行政施策を展開できるかということ、法定受託事務と自治事務と2種類の事務があり、統一的に国でやらなければいけないもの（法定受託事務）と自治体が自分たちでデザインできるもの（自治事務）というのがあります。住民票の記載に関していえば、続柄記載において、妻（未届）、夫（未届）という形での表記を行って、制度的にバックアップしている自治体などが出てきています。神谷さんの手引きにも紹介されていますが、自治体が自らの裁量で工夫できる事柄はまだまだたくさんあるということを改めて強調しておきたいと思います。改めて最後に話をさせてもらいました。以上です。

（コーディネーター・森） 何かございますか。

（神谷） そうですね。エビデンスに基づいてということところです。当事者もつらい中で、他のマイノリティの問題でもそうだと思いますけれども、マイノリティは基本的に意識的にも、あるいは無意識でも、社会の中からマイナスのメッセージというのはずっと受け取るわけですね。その中で、発言をしていく、声を出していく、ということ自体ものすごくそもそも難しい中において、どういうふうに当事者の意見を自治体や政府が捉えてもらうかというときに、やっぱり統計的な差別があるとか、統計的な格差があるということは、一つ大きなエビデンスだと思うんですよね。ただそのとき、当事者はそのことを直視すること自体もやっぱりつらい。やっぱり自分たちがこんなつらいんだと思うことが、ぎりぎり何とか生きていく人にとってやっぱりつらい場面ってあるわけですから、そのことは加味して受け止めてほしいなど。もちろん当事者の声も大事ですし、やっぱり当事者じゃないとこういう日々の感覚とか、日々どういうことが起っているかということが分からないということもあると思うんですけれども、併せて統計的なもの、EBPMという話も大臣に答弁いただきましたけれども、やはりそういったところも両方大事なんだろうなというふうに思います。

（コーディネーター・森） ありがとうございます。

（牧島） 私たちのところで直接お会いをする当事者の方というのは、本当に一握りだと思

っているんです。議員会館まで来る方は限られていますし、又はイベントを開催するときも、カメラに映らないところにお席を用意される方もおられるわけだし、もっと言えば、まだ誰にも話せていないという方もいたりすると。そういったことを踏まえて神谷さんとか、声を届けてくださる方たちとお会いするときは、その方々の後ろにはいっぱい同じ思いを抱いている方がいらっしゃるんだらうなと思いながら、私は受けとめる必要があると思っています。

お話を伺うと、例えば今まで取り組んできた人権とか、又はお困りごとというときには、例えば親も子も同じような悩みを抱えているというようなケースが多かったりして、なので、その家族の中でとか、コミュニティの中でとか、その地域の中でというふうに共有し易かったけれども、このLGBTの当事者の方たちは、一番身近であるはずの家族とも共有しづらいということが、他の課題よりも難しいことなんだということをまず私たちローメーカーとしては意識しておく必要があるなというふうには思っています。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。なかなか当事者も他の当事者に会うことが難しかったりというようなこともある中で、今でも独りぼっちだと思ってしまう人がいたりとかというところがあるかなと思います。

もう少しお時間ありますので、何か権利擁護のためにというところで私たちができること、していけばいいことというところでお話があればと思いますが、いかがでしょうか。

(神谷) 私、ちょっとライトなお話になりますけれども、別のところで、「作りたい女と食べたい女」という作品の話をさせていただく機会があったんですね。あれはマンガと、またNHKドラマでやるというのがなかなかすばらしいところではありますけれども、やはりあの中で、さっき牧島先生もおっしゃっていただいたところですが、父親にやっぱりお前は家族のことが嫌いなのかと言われたシーンは、私も言われたことがありますけれども、本当にすごくつらい部分なんですよ。でもやっぱりああいうふうに作品化していただくことによって、多くの人に感覚としてもずっと入ってくるということあると思うんですね。学生たちに私も授業する中で、動画を見るだけでも、それまでの偏見がずっと消えていくこともありますし、あるいは「カラコエの花」を見ていただいて、アウティングの話などすると、本当に染み渡るようにずっと入っていくということがあると思うんですね。

やっぱり法律ができることによって、お仕事としていろんな機会がこの話題に接していただく人って増えていくんだと思うんですけども、それを当然深めるところでは、文学作品もそうですし、エンタメもそうですし、あるいはマンガなどを使ってチラシで啓発されているというところもあるわけですが、やっぱりそういうふうないろいろな形で深まっていくものなのかなと。そのことで社会というのは前進していくものなのだなということを改めて今日お話を伺っていて思ったところです。

(牧島) 私から二人に質問してもいいですか。お二人とも大学生とか触れ合う機会があると思うんですけども、世代間での違いみたいなものとかあるのか。当事者の方たちは、世代の上の方は上の方なりの本当にいろんな御苦労があったりして、本当に最後の最後に、実

はね…ということもあるんだと思うんです。あとは地域間での違いはあるのか、東京だったら身近に当事者もいるけれども、地方部に行くと、なかなかスティグマがあって…とかというものはあるのでしょうか。世代と地域という部分で乗り越える必要がある壁みたいなものというものはあるんですかね。

(鈴木) 私は、学生と授業や授業外でも何年も話をしてきて感じます。地方から出てきた学生の場合だと、地方では触れられなかったとの話、話題にすることは周囲で難しく、やっぱり東京に出てくると、書籍も含めて一杯あり、周囲で議論もなされるので、何か議論する場や居場所も開かれていて、話ができるようになったという話はよく聞きます。

あとは、実際世代間の問題はすごく、学生はこういうテーマは素直にずっと入ってくる。当事者の友達も実際にいるわけだし、誰がどこにいるんだという議論はない。授業で判決やか決定を紹介して法解釈を提示すると、当たり前のことを何で議論しているんだとのリアクションペーパーでの反応もあります。LGBTQに係る法制度整備の拡充に反対する世代はどの世代で、なぜ？という学生と多く接しているの、大学外の社会での報道等での温度差が非常に混乱、疑問を持ちます。

(神谷) 私の実感としては、まず地域差、調査でも厳しい地域、嫌悪感が強く出てしまう地域というものはあるんだと思います。ただ、さっき鈴木さんもおっしゃっていただいたように、東京に来ると、あるいは都市部に来ると、昔は全然そんなことが、私が大学生だった頃はなかったけれども、やっぱりサークルがある大学というのはとても増えてきていますよね。あれは本当に隔世の感をちょっと感じた最初の頃だったかなというふうに思います。

やっぱり大学のリアクションペーパーはおっしゃるとおりなのですが、ちょっとまだらな部分もあると思っていて、同性カップルで相手の実家に住んでいたという20代の方のお話も聞くこともあれば、脈々といわゆるホモソーシャルのないいわゆるボーイズクラブ的なものを一生懸命コメントを毎回お書きになられる方って少数いらっしゃるんですよね。この前、岐南町のセクハラの話もありましたけれども、ああいうことって確かに上の世代が割合としてはすごく多いんだけど、下の世代にも少数受け継がれている部分というのがあって、やっぱり若い世代でも問題になるということはあるんだなと。ただし、世の中は着実に変わっていて、当事者がお友達にもいます、周囲にもいますということを書いてこられる方とか、やっぱりカミングアウトされてこられる学生さんたちというのは本当に増えたなということを感じます。

(コーディネーター・森) 私、熊本で弁護士をしていますけれども、熊本の郡部でも当事者の子どもがいて、制服を選択したいと言っているみたいな話があったりしますし、もちろん地方はというのはあるんですけれども、それでもかなり変わってきていると思います。それから、高齢の方、例えば同性婚の賛否とかでも、もちろん高齢になればなるほど賛成が減ってはいくのですが、ただ、60代でも反対より賛成のほうが多くなってきていて、年齢の傾向はありつつも、じゃあ高齢の人だと反対がかなり多いのかということでもないという日本の寛容なしなやかさみたいなものもすごく感じるところです。



そうしましたら、そろそろ時間にはなっているんですけども、今回のシンポをして、今後のことというところでそれぞれお考えのところを基調講演の登壇順でお伺いしていきたいと思います。では、牧島様のほうからお願いいたします。

(牧島) 今日はありがとうございました。貴重な意見交換や、また具体的なアクションに向けてのグッドプラクティスの共有ができたということが大きな意義だったなど、私にとっても学びの時間でした。その中で、少し大きな話をしたいと思うんですけども、社会のあり方とか、見え方とか、見方みたいなものを今日鈴木さんからもちょうど同じようなパイの話と人権のあり方として出てきましたが、もしかしたら一人ひとりが少しずつ我慢するとい社会になると思っている方がいるのかな、とっていて、それがこの国の秩序なんだとか、これによって安定した社会があるんだ、それで、安心して暮らせる人がいるんだ、と思っている人たちがいるのかなと。

だから、せっかく作り上げている今安定したものを現状変更すると、すごく脆弱になってしまって、不安になる人が出てきちゃうのではないかなと心配されている方がいるのかもしれないということに、これまでの議論の中で何となく思ったんですね。でも、二項対立ではないんだけど、別に誰も我慢しなくてよくて、一人ひとりが、私は私でこうありたいなというのを表明する社会というのがまず先にある、なんだけれども、法律とか一定のルールは必要だよという中で作られていく。だから、誰の我慢も必要としない社会というものを出発点、スタートラインとできるようになるといいなと思っています。社会の見え方、見方というところをいろんな方とこれからも議論をしていきたいとは思っています。皆さんともいろんな意見交換を続けていきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。次に、神谷様お願いします。

(神谷) ありがとうございます。私たちとしては、3年後に見直しがあるという中で、しかし、基本計画とか指針がまだ出てきていないので、これどのような法律なんだっけというところが定まりきっていない中ではあるのですけれども、やはり私たちが差別禁止法を求めているというのは大事にしたいと思います。確かに理解増進法でもいろんなところで接点が自治体を中心にできてはいるのだけれども、民間企業も含めて、法に基づくお仕事としてやはりこのことを考えていただいて、その先に様々な人に先ほど御紹介したいろんな作品の話もしましたが、深めることにつながる、その大元のきっかけに法律がなっほしいという思いがあります。法律によって救済されるということも大事なのですけれども、なかなか義務規定になっていかないと、取組が進まない部分もあるという危惧も同時に持っているところです。

ですので、前進した部分もちろんこの法律であると思いますし、あるいはなかなか今SNSの問題なども含めて進められない部分もあると思うのですけれども、やはり差別を禁止していく。それは犯給法の最高裁判決ともつながってくる話ですし、犯給法を受けて差別禁止条例を持っている自治体は、より一層精査していかなければならない話なんだろうとい

うふうに思うところです。

その意味では、これはすごく個別の話になりますけれども、今回、育児・介護休業法の改正もあるようですが、前回は同性パートナーについての付帯決議が付いていて、今回どうなるのかなということも注目をしたいというふうに思っています。

差別禁止をするという義務規定が、逆に業務としてとしてこの課題に関わったことがない人が関わることにつながる、それが理解増進にもつながるということは、ずっと申し上げてきているところです。

女性差別の問題も私は授業では取り扱ってしまっていて、その中で赤松良子さん、この前、お亡くなりになりましたけれども、よくこの理解増進法が均等法の最初のバージョンではないかというお話をいただくのですが、ただ、ちょっと今回はその前の婦人福祉法の段階、条文的にははとったりもするのですね。ただ、婦人福祉法にも育休の努力義務とあって、これ均等法と分かれて、今育休の大きな議論になっていると。そこは結構何十年もかかっています。ただ、今デジタル社会も含めて、社会の進歩が速いので、性的指向・性自認の分野では、できるだけ何十年もかかるのではなく早めていくということが必要なんだろうなど。そのようなことを展望しながら、長期で取組を進めていきたいというふうに思っています。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。最後に、鈴木様、お願いいたします。

(鈴木) 3点ほど、一つは、行政の中でやはりジェンダーアイデンティティの問題というのが全て横断、いろんな政策に貫かれているものだという事です。その意味で、やはり優先順位を上げる問題であり、震災があったから云々、感染症対策が必要なので云々ということ優先順位が下がるものではないということが一つです。

二つ目として、人権問題の捉え方です。他人と比較して人権問題を理解してしまうことで、問題の深刻さを見えなくしてしまうこと、自分が守られるべき優先順位を下げてしまうことがあるということです。能登半島地震のときに被災地で聞かれる声として、「私も大変だけれども、もっと私より大変な人がいる、苦しんでいる人がいる。」とのインタビューを何度も聞きました。牧島さんがおっしゃっていた話とすごく連動していますが、困ったとか苦しいって言うことは、レベルの高低や比較の問題ではなくて、自分の主観・感じ方の問題として(苦しい・辛い・悲しいを)吐露して、叫んでよいのだということを伝えていくことが大切。そうしないと他人の苦しみを否定したり、また自分の感情もマヒさせてしまうこととなります。こうした個人の感じ方や主観を否定せずに伴走していくのが、この共生社会なんだよということをみんなで共有できるとよいなと思います。私たちの社会では、他人との比較をする傾向や優劣・順位をつけたがるという傾向が非常に強いです。しかし、そうではないでしょう。個々人の感じ方にフォーカスして、そこに寄り添っていく、個々人が自分の正直な気持ちを我慢せずに吐露できる社会というのを目指したいなと思います。

三つ目、最後です。当事者って何なんだろうという問題提起です。よくあるのが、当事者とアライ(Ally)という話で分けた運動です。私自身そうした運動の意義を理解していますし、否定しないです。しかし、やはり一人ひとりが当事者と非当事者という話ではなくて、

一緒に共生社会を担っている人間としては、みんなが当事者であると思っています。その観点から、今日のテーマはすごく重要で、みんなで会話をして、みんなで個別具体の問題にどう取り組んだらいいか。解というのはいくらでもあると思うので、それをみんなで作っていきたいと思います。以上です。

(コーディネーター・森) ありがとうございます。では、これでパネルディスカッションを終了したいと思います。

## ■閉会挨拶

(司会) パネリストの皆様ありがとうございました。最後に、両性に平等に関する委員会、LGBTの権利に関するプロジェクトチーム座長本多広高より御挨拶を申し上げます。

(本多) 本日は、皆様シンポジウムに御参加ありがとうございました。牧島様、鈴木様、神谷様、御多忙のところ非常に有益なお話をいただきましてありがとうございます。

1点、本日、シンポジウムタイトルにはLGBTとありますが、法の正式名称からすれば、性的指向とジェンダーアイデンティティ、Sexual Orientation and Gender Identity、SOGIです。LGBT、これは人、ここからここまでLGBT、ここからは違う人と分ける側面があります。人の性的なあり方、多様と言いつつ区別をする、これは原理的に矛盾しています。誰がどういう人、どういう性別の人を好きになるか。あるいはその人の内面において、その人の性別のあり方がどうあるか。これは誰にでもあることであり、お互いに誰もが互いに尊重すべきものであります。この認識は法においても表明されています。

そして、もう一つ、日弁連も2019年に同性婚の意見書を発表していますし、2021年には事実上婚姻関係同様にある者の意見を既に発表しております。この他、会長談話や会長声明もあります。正しく賢い法的議論を述べていますので、これも御参考ください。

今日は本当に3人の方から伝えるべき情報、それを常に用意しておいて、取り出せる状況に私たちはしないとイケない。また、議員は本当に会いに来る人が一部の人だと思っているよということもありましたし、自治体はこれは法を執行する義務があつてということで、自治体にも弁護士が今連携するということ、日弁連積極的にやっていますので、いつでもお声がけいただければと思います。とにかく今日はありがとうございました。

(司会) ありがとうございます。以上でシンポジウムを終了いたします。御視聴いただいた皆様、ありがとうございました。ウェビナー終了後にアンケートが表示されます。是非御回答よろしくお願いたします。以上で終了いたします。(了)